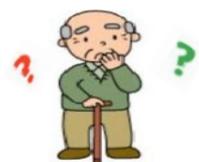


生活上の困りごと 相談窓口 一覧

相談の内容	相談窓口	電話	受付時間	その他
高齢者・障害者への虐待相談	市役所 地域福祉課	554-2511	24時間 対応	高齢者や障がい者への虐待を発見したときや、気になることがあれば相談ください。
高齢者・障害者の権利擁護や成年後見制度の相談	市役所 地域福祉課	552-5346	月～金曜日、 年末年始を除く 8:30～17:15	高齢者や障がい者の財産や生活を守るため法律などの相談に応じます。
認知症などの相談	西部地域包括支援センター (丹南健康福祉センター)	594-3776		物忘れなどの認知症の症状や対応等についての相談に応じます。
高齢者の生活・サービスの相談	東部地域包括支援センター (篠山市保健センター)	558-0324		高齢者の在宅での生活、介護に関する相談に応じます。
障がい者の生活・サービスの相談	市役所 地域福祉課	552-7102		各障がい手帳の取得やサービス利用についての相談に応じます。
生活保護の相談				生活困窮でお困りの方の相談に応じます。
ひきこもりの相談	市役所 地域福祉課	552-7120		ひきこもりで悩んでいる方や家族の方の相談に応じます。
こころの健康相談	市役所 健康課 (丹南健康福祉センター)	594-1117		こころの悩みや精神的な病気についての相談に保健師が応じます。ご本人だけでなく、ご家族やお知り合いの方も相談ください。
母子・児童の相談	市役所 福祉総務課	552-7101		母子家庭や児童に関する相談に応じます。
消費生活の相談	市役所 市民協働課	552-5112		商品に関するトラブルや悪質な訪問販売、多重債務などの相談に応じます。
女性のための相談窓口	兵庫県立女性家庭センター (兵庫県配偶者暴力相談支援センター)	078-732-7700		毎日 9:00～21:00 緊急時は 24 時間対応しています
	兵庫県警察本部 ストーカー・DV 相談	078-371-7830	毎日 24 時間	
	神戸地方法務局 女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	
	篠山市役所人権推進課 (第2庁舎1階)	079-552-6926	月・火・木・金(祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00	

福祉総合相談窓口のお知らせ

どこに相談すればいいのかわからない、心配ごとがたくさんあって困っている
悩んでおられる方は、まずこちらにご相談ください。



ふくし総合相談窓口 (市役所 地域福祉課)

電話番号 554-2511

月曜～金曜 8:30～17:15



高齢者や障がい者の困りごとだけでなく、どんなささいなことでもご相談ください。

【問い合わせ先】 篠山市市民生活部人権推進課
電話番号: 079-552-6926 **FAX:** 079-554-2332
Eメール: jinken_div@city.sasayama.hyogo.jp

篠山市男女共同参画センター情報紙

フィフティだより

～一人ひとりが輝く社会をめざして～

第33号 平成27年10月発行

Sasayama City
Gender Equality Center



【発行】
〒669-2397 兵庫県篠山市北新町 41
篠山市役所第2庁舎1階
篠山市市民生活部人権推進課
電話: 079-552-6926
FAX: 079-554-2332



平成27年度 男女共同参画研修会

当初7月17日に予定していた研修会ですが、台風接近のため延期し9月15日(火)に開催しました。



講師に熊本理沙さん(近畿大学人権問題研究所准教授)を迎え、「多様化する家族と男女共同参画～『家族』について考える」と題して講話いただきました。

家庭の事情で母親と離れていた頃もあったけれど、母や祖父母から多くの大事なことを教えられてきた。その中でも【人間らしく生きたい・働きたい・学びたい＝尊厳】【自分らしく生きたい・働きたい・学びたい＝承認】【生きること・働くこと・学ぶことを通じて人や社会とつながりたい＝連帯】という三つの大切なことを学んだ。

しかし家庭内では典型的な性別役割分業を母や祖母が受け入れていたことや、文字の読めない祖母に対して差別的なことを言う祖父を見てきたこと等の話を通してあなたの「普通」というものさしで人を差別しないしてほしいと訴えられました。

続いて、社会の仕組み、非正規雇用、低賃金等社会が変化してきているのに「男は稼いできて妻や子を養わなければならない」といった性別役割分業の考え方が変わっていかなくて、男性自身が男性らしさという考え方にとらわれて男性も苦しんでいるとお話されました。また、お金を稼いでくる仕事の方が良い仕事で家事や育児等「ケア(世話や配慮、気配り等の仕事＝女性の役割という考え方)」を軽く見る考え方が今も存在しているという指摘がありました。

私の「普通」が誰かをしんどくさせているかもしれないこと。「違い」を理由に差別したり困難な状況に追い込んだりしない。「ケア」が必要な人を「ケア」する人たちの能力を認めてこなかった。

男女共同参画とは、多様性を尊重し、その人の状況・希望・選択に応じた生き方や働き方ができる社会づくりだと締めくくられました。

